

住宅再建シミュレーション 試算用シート

《土地を購入し、建物を建築する場合》

ご自分で試算する場合は、 欄の数値を変更してご利用ください。

■住宅再建の資金について（収入）

↓当該地区の買取価格を選択ください

○宅地買取面積	<input type="text"/> m ² ×	標準価格	<input type="text"/> 円/m ² =	<input type="text"/>	円
○農地買取面積	<input type="text"/> m ² ×	標準価格	<input type="text"/> 円/m ² =	<input type="text"/>	円
				買取額計	<input type="text"/> 円
○その他					<input type="text"/> 円
・被災者生活再建支援金（加算支援金を含む）					<input type="text"/> 円
・預金・地震保険金等住宅再建に使う自己資金（自己資金に応じて加算ください。）					<input type="text"/> 円
				合計	<input type="text"/> 円 (1)

■移転先住宅団地での再建費用について（支出） ※1

○希望する宅地面積	<input type="text"/> m ² ×	標準価格	27,000 円/m ² =	<input type="text"/>	円
○希望する建物延床面積	<input type="text"/> m ² ×	標準価格	156,000 円/m ² =	<input type="text"/>	円
		※2 (参考坪単価 516,000 円/坪)			
				合計	<input type="text"/> 円 (2)

■住宅再建に要する不足額

(1) - (2) 円 (3)

■住宅ローンを利用した場合の返済案 ※3

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を利用した場合

償還期間 年 元利均等の場合
 総返済額 円 (うち利子額 円：全額補助対象)
 想定される月支払額 円 ~ 円 (金利変動による。利子額含む。)

【※簡易的に試算した月額 円 ((3) ÷ 25年 ÷ 12ヶ月)】

備考

- ※1 この他、引越費用や登記手数料などの費用がかかります。(別紙「集団移転に係る移転方法別必要経費と補助一覧」参照)
- ※2 国税庁資料「建物の標準的な建築価額表(木造・木造モルタル構造)平成22年」より算出した価格です。
希望する建物の建築単価がわかる場合は、そちらをご使用ください。
- ※3 建物及び土地について融資の限度額があります。その他、年齢や建築面積、返済割合等について条件があります。
実際の融資可能額や返済額については、金融機関へご相談ください。

住宅再建シミュレーション 試算用シート

《土地を借地し、建物を建築する場合》

ご自分で試算する場合は、 欄の数値を変更してご利用ください。

■住宅再建の資金について（収入）

↓当該地区の買取価格を選択ください

○宅地買取面積 m² × 標準価格 円/m² = 円

○農地買取面積 m² × 標準価格 円/m² = 円

買取額計 円

○その他

・被災者生活再建支援金（加算支援金を含む） 円

・預金・地震保険金等住宅再建に使う自己資金（自己資金に応じて加算ください。） 円

合計 円 (1)

■移転先住宅団地での再建費用について（支出） ※1

○希望する建物延床面積 m² × 標準価格^{※2} 156,000 円/m² = 円 (2)
 (参考坪単価 516,000 円/坪)

■住宅再建に要する不足額 (1) - (2) 円 (3)

■住宅ローンを利用した場合の返済案 ※3

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を利用した場合

償還期間 年 元利均等の場合

総返済額 円 (うち利子額 円：全額補助対象)

想定される月支払額 円 ~ 円 (金利変動による。利子額含む。)

【※簡易的に試算した月額 円 ((3) ÷ 25年 ÷ 12ヶ月)】 (4)

■借地料（月額）

○希望する宅地面積 坪 × 借地単価 800 円/10坪 = 円/月 (5)

■借地料と住宅ローンを合わせた月額想定支払額 (4) + (5) 円/月

備考

※1 この他、引越費用や登記手数料などの費用がかかります。(別紙「集団移転に係る移転方法別必要経費と補助一覧」参照)

※2 国税庁資料「建物の標準的な建築価額表(木造・木造モルタル構造)平成22年」より算出した価格です。

希望する建物の建築単価がわかる場合は、そちらをご使用ください。

※3 建物及び土地について融資の限度額があります。その他、年齢や建築面積、返済割合等について条件があります。

実際の融資可能額や返済額については、金融機関へご相談ください。